

## 船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月8日 15時45分ごろ
発生場所	千葉県木更津港 木更津港防波堤西灯台から真方位083° 2.0海里付近 (概位 北緯35° 22.9′ 東経139° 54.1′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>アユミマル</sup> AYUMIMARUは、航行中、土砂流入防止用板に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート AYUMIMARU、5トン未満（長さ9.36m） 244-12063千葉、藤本機関合同会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵柱に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、木更津港に向けて航行中、船長が、左舷方に複数設置された防砂杭の間を通過しようとしたところ、同間の海面下に設置された土砂流入防止用板（以下「本件板」という。）に乗り揚げた。 船長は、本事故現場付近を航行したことがなく、出港前に航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、本件板の存在及び防砂杭付近の水深が0.0～約1.0mであることを知らなかった。
分析	本船は、航行中、船長が、本件板の存在及び防砂杭付近の水深を知らずに同杭の間を航行したことから、本件板に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、船長が、本件板の存在及び防砂杭付近の水深を知らずに同杭の間を航行したため、本件板に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行経験がない海域を航行する場合、事前に航行予定海域の水路調査を適切に行い、障害物及び水深などを把握しておくこと。